

論文

イギリスにおける人身損害賠償信託

楳 博 行

Personal Injury Trust in the United Kingdom

HIROYUKI Yuzuriha

はじめに

不法行為損害が発生し、加害者に被害者への損害賠償の支払いが命じられると、原則的に一括賠償 (lump-sum compensation) がなされる。しかし、とりわけ人身損害では、損害となる原因発生と実際の疾病発症などの間に時間差が生ずる場合が多い。アスベスト被害がその典型といえよう。アスベストを原因とする疾病発症の場合、その潜伏期間は長期となる。そのため、一括賠償では将来分の医療費が不足することが想定される。これは、賠償額が判決時点で明らかとなっている損害のみに対して決定されるからである。さらに、逸失利益が算定されていたとしても、インフレーションなど経済変動により必ずしも損害が填補されないことが考えられるのである。

そこで、損害賠償を将来にわたって担保する方法が必要となる。アメリカでは不法行為による人身損害に対して、定期金賠償（structured settlement）が行われている。人身損害を被った重度後遺障害者の介護料を、定期金により補填するのである。この定期金賠償は、加害者が掛けていた賠償責任保険金が賠償金として被害者に支払われ、被害者はそれを原資として年金保険を購入し、定期的に保険金を受け取る方法である。これを用いれば、一般不法行為の加害者および被害者にとって必要な医療費を担保することが有効となる。しかし、多くの人身損害被害者は定期金ではなく一括賠償を求めたため、年金保険の譲渡が増加した。定期金で受けとれる総額より少なくなっても年金保険を第三者に譲渡したからである。これにより医療費負担や生活改善のために一括賠償を求めていることが推定され、定期金賠償が実際に不法行為当事者すべてを満足させているかについては疑問が残るのである¹。

イギリスでは、交通事故などの人身損害の加害者から被害者が得た損害賠償を原資とする人身損害賠償信託が設立され、これを媒介にした長期に渡る賠償がなされている。信託とは経済的価値をもつ財産または金銭的価値をもつ信託資産（trust fund）から構成され、委託者（settler）から財産を移転された受託者（trustee）が、信託財産を受益者（beneficiary）のために管理運用する。信託を設定するにはいくつかの条件を具備する必要があるが、一旦設定されると受託者は信託財産の運用につき広範な裁量権をもつことになる。信託には財産および資産を保護する目的があるが、人身損害賠償信託は人身損害によって得た賠償を保護するとともに損害の補填を担保すべく運用する2つの目的を同時にもちことになる。そこで本稿ではこれらの目的を踏まえ、イギリスにおいていかなる状況下で人身損害賠償信託が生まれたのか、また信託により適切な人身損害賠償が可能であるのかを検討する。そして、それを巡る制度上にいかなる特徴が存在す

1 櫛博行「アメリカにおける不法行為損害への定期金賠償」白鷗法学第23巻2号98頁（2017）。

るのかについて考察を加える。

一 社会保障の枠組みの中での人身損害賠償信託

イギリスでは、人身損害賠償金により設定された信託を用いて人身損害発生後の金銭的補填を行ってきた。不法行為損害や犯罪被害など人身損害賠償の対象は広範であり、不法行為損害には医療過誤も含まれる。つまり、違法行為による人身損害が賠償を得る前提なのである。人身損害への賠償は、身体的損害のみならず、それに伴う苦痛などの精神的損害といった、人身被害に伴う医療費などへの填補が目的とされるため、当該被害状況により損害額は変化する。そこで、一定の受給請求者への賠償額を確保して、信託からの填補が考慮されなければならないことになる。また、人身損害への賠償は不法行為損害または犯罪被害のみを示すものではなく、損害または被害を原因とする後遺障害をも対象としている²。人身損害賠償請求の時宜を逸した代理人から得る損害賠償も人身損害に含まれる³。そして人身損害賠償請求が認容されると、直ちに必要とされる経費を控除して信託の形式で将来に向けての保障をすることになる。

多くは信託のうち自益信託または自己設定信託 (self-settled trust) の形式を採る。つまり、賠償を受けた者が委託者となり、自己を受益者として人身損害にかかる医療費などの諸々の目的や用途によってその賠償金を帰属させ、管理する受託者 (trustee) に処分させるという信託の構造をもつのである⁴。

交通事故などの人身損害が発生すると、被害者は身体および精神的障害の後遺症により、労働能力の低下を被る。それに対処するために、人身損害賠償は社会保障と密接に関係する。そこで人身損害賠償信託は、

2 See, e.g., Harold Tan, *Minimising Medical Litigation: A Review of Key Tort and Legal Reforms*, 5 INTL J. L. C. 179, 185 (2014).

3 KQ v. SSWP (IS), [2011] UKUT 102.

4 See, e.g., OH v. Craven, [2016] EWHC 3146.

社会保障給付と併存する目的をもつことになる。元来、社会保障給付金の支払いの条件には一定の資産額所有者に制限する資産ルール（Capital Rule）がある。社会保障申請者が何らかの金銭を得れば、それは資産（capital）または収益（income）として扱われることになる。社会保障給付では原則として一定額以上の資産がある場合には、当該給付の支払いが停止される⁵。これが資産ルールである。銀行預金や有価証券は社会保障給付の是非を決定する資産ルールに該当する資産として計上される。一定額の損害賠償を得た受給請求者（benefit claimant）は、当該賠償を銀行預金や有価証券で将来のために蓄えれば、資産ルールのため社会保障からの一定額の給付金を受け取ることができなくなってしまう。これを回避するために人身損害賠償信託が考案されたのである⁶。1987年に制定された所得補助規則（Income Support Regulation）でこれが示されている。人身損害賠償により設立された信託の財産額は、資産に算入されないことになったのである⁷。その後、1993年の健康および人的社会事業規則（Health and Personal Social Services Regulations）でも、人身損害賠償信託の原資を資産から除外することが定められた⁸。

さらに、人身損害賠償信託は非課税所得となるため、税制面でも有利な制度となっている。人身損害賠償信託から支払われる収益は、所得税の課税対象から除外されているからである⁹。除外対象に該当するには、賠償される金銭が定期的に支払われていることが必要である¹⁰。この定期的支払いに関しては年金の形式も許容されている¹¹。イギリスの人身損害賠償信託は、人身損害賠償に加えて、社会保障給付および非課税所得として

5 Income Support (General) Regulations 1987 reg. 45.

6 Alan Robinson, A PRACTICAL GUIDE TO PERSONAL INJURY TRUST 2d. 1 (2020).

7 Income Support (General) Regulations 1987 Sch. 10 para. 12.

8 Health and Personal Social Services (Assessment of Resources) Regulations (Northern Ireland) 1993 Sch. 4 para. 10.

9 Income Tax (Trading and Other Income) Act 2005 s. 731.

10 *Id.* at s. 731 (1).

11 *Id.* at s. 731 (3).

も機能する制度として位置づけられているわけである。

次章に見るように、人身損害賠償信託は信託法上特定の形式を備えた独自のものではない。定期的に人身損害を填補することを目的とし、人身損害への賠償を原資として設定される信託は人身損害賠償信託と称されている。

二 人身損害賠償信託の種類

それでは人身損害賠償信託としていかなる類型が存在するのか。当該信託となるにあたり重要な点は、信託財産が人身損害加害者から得た人身損害賠償で設定されることである。したがって、人身損害賠償信託と宣言しなくても、これで設定されるものであれば人身損害賠償信託になるのである。

人身損害賠償を信託化し、定期的に収益が受益者に支払われることを意図すれば、いかなる信託が設定されるのであろうか。第1が、受動信託 (bare trust) である。これは、主として受益者の利益のために委託者が信託財産を受託者に譲渡して設定される信託であり、受託者は信託財産のコモン・ロー上の権原を保有するにすぎない¹²。実際には非顕名代理の本人と代理人との関係を意味する¹³。つまり、受託者が権原のない名義人となるため、受動信託は名目的信託といえる。また受動信託では、受託者の義務は受益者の指図により財産を適切に譲渡するのみであり¹⁴、他の指図を受ける必要はない¹⁵。例えば、弁護士が顧客用口座に依頼者から預かった金銭を入

12 受動信託の対になるものが能動信託 (active trust) である。これは、受託者が信託財産の権原を保有するにとどまらず、その管理・運用・処分などに関して積極的に権限と義務を負う信託である。海原文雄『英米信託法概論』26頁(有信堂、1998)。

13 See, e.g., *Keighley, Macted & Co v. Durant*, [1901] A.C. 240.

14 See, e.g., *Fell v. Lutridge*, [1740] Barn C. 319; *Christie v. Ovington*, [1875] 6 Ch. D. 469.

15 See, e.g., *Re Brockbank*, [1948] Ch. 206.

金することがこれに該当する¹⁶。受益者の利益を目的としているが、委託者の依頼により、受託者は一定程度の信託内容を変更することができる。この点について、ミューチュアル・ファンド (mutual fund) と呼ばれるユニット・トラスト (unit trust)、つまりオープン型投資信託と同一となる。当該信託では、受託者が一般大衆から投資を募り集めた資金を運用者が運用する。投資者は運用実績に応じた資産総額を受益権口数に応じて収益を配分される受益者となる。

受動信託では、義務の有無にかかわらず、受託者は信託財産から報酬を受領することが認められている¹⁷。報酬は信託財産から支出されるため受益権となるが、実際にはそのように位置づけられてはいない。報酬支出は単に受動信託の目的達成手段ととらえられているからである¹⁸。

第2が、生涯権信託 (life interest trust) である。当該信託では、受益者は生涯保有権者 (life tenant) として生涯にわたり信託からの収益を手に入れることができる。残余権者 (remainderman)¹⁹は、信託が終了すると同時に受託者から信託財産が再譲渡されることになる²⁰。また、生涯保有権者が死亡した場合には、残余権者は信託財産を手に入れることができる²¹。この内容をもつ信託が生涯権信託である。

人身損害賠償を目的として生涯権信託が設定されると、人身損害を被った委託者の死亡により信託財産を受託者が第三者に譲渡することができ

16 Target Holdings Ltd v. Redferns, [1996] 1 A.C. 421. なお、顧客用口座に依頼人からの預り金を入金することと受動信託を区別すべきであると述べる論者がいる。顧客用口座の金銭はあくまでも依頼人に属するものであり、依頼により直ちに当該金銭が入手できる。一方、信託であれば信託財産から金銭を得るためには受託者の許可が必要であるというのがその理由である。Robinson, *supra* note 6, at 94.

17 See, e.g., Octavo Investments Pty Ltd. v. Knight, [1979] 144 C.L.R. 360.

18 See, e.g., Schalit v. Joseph Nadler Ltd., [1933] 2 K.B. 81.

19 残余権 (remainder) とは、「estate (不動産権) の権利者が、自己が有するより小さい estate を A に設定し、同一の文書によって、残余の estate の一部または全部を B に設定した場合の B の estate」を指す。英米法辞典 (東京大学出版会、1991)。

20 Re Bowes, [1896] 1 Ch. 507.

21 Re Lashmar, [1891] 1 Ch. 258.

る。この点が受動信託と異なるわけである。つまり、委託者が子や孫など第三者へ信託財産を譲渡する意思がある場合には、生涯権信託の設定が有効な方法となる。生涯権信託が設定されると委託者が受託者を指名するが、受動信託の場合とは異なり、受託者は信託財産からであっても報酬を請求することができない。これは残余権者の利益侵害になる。受託者は生涯保有権者に対してのみならず、残余権者にも義務をもつからである。また、委託者が死亡すれば、信託財産は委託者の遺言および法定相続に拠るのではなく、信託条項にしたがって譲渡されることになる。

第3が裁量信託 (discretionary trust) である。裁量信託とは、信託財産の管理運用について受託者に裁量権を与える信託である。受託者の裁量で、信託財産が受益者の資産または収益になる信託ともいえる²²。信託内容が設定の際にあらかじめ確定しているため、受託者による裁量の行使を必要としない、非裁量的信託 (non-discretionary trust / fixed trust) と対をなす信託となる。裁量信託では、個々の受益者は信託財産を受領する権利をもたない。信託証書には受益者クラスが設定され、支払うべき内容とその相手方は受託者により決定される²³。

裁量信託は、有効期間を委託者の死亡までに設定することが可能であるが、現実にはその期間は最長でも80年未満に制限されている²⁴。実務目的から、行為能力がある委託者のみが裁量信託を設定できるとみなされているからである²⁵。また80年未満にしたのは、裁量信託の委託者が未成年とりわけ若年となることを回避したものと推定できる。制限行為能力者 (mentally incapable person) も裁量信託を設定できるため、保護法廷 (Court of Protection) は当該信託の設定の認可に関わることになる。保護法廷とは、最高法院 (Supreme Court of Judicature) に所属する、制限行為能力

22 David Coldrick, *COLDRICK ON PERSONAL INJURY TRUSTS* 8 (2002).

23 David Wilde, *Can arbiters resolve conceptual uncertainty regarding trust beneficiaries?*, 33 (4) *TRU*, L.I. 174, 177 (2020).

24 Robinson, *supra* note 6, at 96.

25 *Id.*

者に対して財産管理に管轄権を及ぼす裁判所である²⁶。2005年の知的能力法（Mental Capacity Act 2005）により創設された²⁷。保護法廷は制限行為能力者保護を重視しているため、受託者へ信託財産の処分について広範な権限を委ねるとは考えられていない²⁸。受託者に裁量権を与える信託であるため、裁量信託では柔軟に信託財産および収益を増加させることが受託者の最大義務である²⁹。そのため受益者の利益のために受託者が商品の購入をすることも可能である。受託者の実際の権限は、受動信託ならびに生涯権信託と近似するのである。

制限行為能力者である受益者が社会保障給付金の受給を望む場合には、裁量信託が最も効果的な方法となる。裁量信託は柔軟な信託財産の増加を目的とし、保護法廷の介在が予想されるため制限行為能力者の保護に資するからである。そのため、調査に基づいた社会保障給付金（means-tested benefits）の査定の際には、信託財産が受益者の資産から除外されるのである。

信託資産を受益者に譲渡し、資産ルールの上限を超える金額の場合には、原則として受益者は様々な社会保障給付を受けることができない。一方、人身損害賠償信託が設定されて、人身損害にかかる何らかの経費に充てるために当該信託から資産が引き出された場合には、引き出された金銭は資産として位置づけられることはない³⁰。また求職者手当についても資産とされることはなく³¹、就業支援給付や住宅手当についても同様な処置がなされている³²。後述するユニバーサル・クレジットでは、資産および収益に言及することなく、人身損害にかかる定期的な経費は収入として算定し

26 Mental Capacity Act 2005 ss. 15, 16.

27 *Id.* at s. 45.

28 Robinson, *supra* note 6, at 96.

29 海原文雄・前掲注12・26頁。

30 Income Support (General) Regulations 1987 Sch. 10 para. 12.

31 The Jobseeker's Allowance Regulations 1996 Sch. 8 para. 17.

32 The Employment and Support Allowance Regulations 2008 Sch. 9 para. 17; Housing Benefit Regulations 2006 Sch. 6 para. 14.

ない旨を定めている³³。

信託からの収益も資産と同様に社会保障給付に影響を与えない。人身損害賠償信託が設定されると、信託財産からの収益が定期的支払いであれば社会保障給付は否定されず、また当該損害賠償金を原資として契約した年金からの支払いも同様である³⁴。信託財産からの収益が不定期に支払われている場合には通常は資産として扱われるが³⁵、資産ルール上の資産に算入されないため、社会保障給付も受領可能となる。

三 ユニバーサル・クレジットと人身損害賠償信託

人身損害賠償信託は人身損害賠償金や保険金を原資とする³⁶。後述するように、人身損害被害者のために人身損害賠償信託を設定する主たる利点は、当該信託からの収益のみならず社会保障給付を重複受給できることである³⁷。

イギリスでは従前より多種多様な福祉手当があり、個々に受給資格審査ならびに給付が行われてきた。個別給付を廃止して、新しい統一的福祉給付制度としてユニバーサル・クレジット (Universal Credit)³⁸が制度化された。この新しい制度では従前の多種多様な福祉給付を統合して運用することが目的とされた³⁹。この制度は所得補助、また所得調査に基づいて求職者手当、雇用・生活補助手当、さらに税額控除や住宅給付を代替する目的をもち、罰則を強化することにより就労促進をはかるとともに不正受給や誤給を防止し、就労が給付の受給よりも収益になることを示す効果をも

33 Universal Credit Regulations 2013 reg. 75.

34 *Id.* at reg. 75 (3).

35 Coldrick, *supra* note 22, at 12.

36 Lynne Bradey & Kate Edwards, *Vulnerability, capacity and managing damages: the options explored*, 2019-2 J.P.I. LAW 139 (2019).

37 *Id.*

38 Welfare Reform Act 2012 s. 1.

39 *Id.* at Sch. 6.

つものである⁴⁰。また、ユニバーサル・クレジットでは、同クレジットの申請者が住居として占有して⁴¹支払いが発生する住宅の賃貸額⁴²について従前の住宅手当に置き換えられることが追加されている⁴³。したがって、様々な社会保障給付の申請者はユニバーサル・クレジット制度の下での規制を受けることになる。

ユニバーサル・クレジットの申請者は、基本的条件 (basic conditions) と財政条件 (finance conditions) を満たさなければならない。基本的条件とは、原則として18歳以上の年齢で年金受給年齢 (pension age) に達していないこと、居住条件を満たすが学業期間にはないこと、イギリス国民であり入国管理下にはないこと、さらに就業手段を講じていることである⁴⁴。財政的条件は、所得が高くないことに加え、現在有する総資産の額が16,000ポンド以下である⁴⁵。ユニバーサル・クレジットにおける資産ルールの上限は16,000ポンドであり、この額を超える資産があれば、ユニバーサル・クレジットの請求はできない。ただし、6,000ポンドを超え16,000ポンド以下の場合には、6,000ポンドを超える部分について資産250ポンドのうち1か月4.35ポンドをタリフ・インカム (tariff income) つまり名目元本として収益とすることができる⁴⁶。

ユニバーサル・クレジットにおいては、資産について法的に明確な定義がなされていない。ユニバーサル・クレジット規制 (Universal Credit Regulations) では、資産から除外する項目の規定が存在するが、預金や解雇手当がそれに該当する⁴⁷。その他に、損害賠償⁴⁸や自宅の価額や身の

40 J.H.L. 2013, 16 (3), D59-D60 (2013).

41 Universal Credit Regulations 2013 reg. 25.

42 *Id.* at reg. 26.

43 *Id.* at reg. 25.

44 *Id.* at reg. 5.

45 Universal Credit Regulations 2016 reg. 18.

46 Robinson, *supra* note 6, at 10.

47 Universal Credit Regulations 2016 Sch.10.

48 *Id.* at reg. 75.

回り品は資産から除外する規定⁴⁹もあるが、資産を定義する規定は存在しない。

現在ではユニバーサル・クレジットは以下の5つをその対象から外しており、従前の制度的運用が行われている。第1は所得補助金 (income support) である。第2は給与額に応じた求職者手当 (jobseekers allowance) である。第3は就業支援給付 (employment and support allowance) である。第4は年金である。そして第5は住宅手当 (housing benefit) である。以上の5つの調査に基づく給付金は、申請者および法律婚事実婚を問わず配偶者の資産を調査した上で決定される。以上に加えて、児童および労働者税額控除を受けることができる。

まず第1の所得補助金とは、5歳以下の子供をもつひとり親家庭の親や、16歳以下の子供の世話をする者などを対象に支払われる補助金である⁵⁰。当該対象者の所得は、まず基準所得額に該当するかが調査され、次に身体障害介護のための環境を考慮した住宅用割増を考慮して決定される。

第2の求職者手当も、申請者が就業可能でありかつ積極的に求職中であれば、所得補助金と同様に給付される。就業可能と積極的な求職とは、週40時間の仕事をする意思があり⁵¹、かつそれを引き受けられる状態を指している⁵²。また、パート・タイム労働であっても、週40時間の仕事が見つかりそれを引き受ける意思があれば受給対象となる⁵³。

第3の就業支援給付は、医師が発行する疾病診断書があるが、制定法上の疾病手当金給付の資格のない者が受けることができる。疾病で就業できなくなった最初の13週の期間は査定段階であり、この段階では基本支援額

49 *Id.* at reg. 46(2).

50 所得補助金の該当者は、1987年所得補助金規制に詳細に規定されている。Income Support (General) Regulations 1987 Schedule 1.

51 The Jobseeker's Allowance Regulations 1996 reg. 6.

52 *Id.* at reg. 5(1).

53 *Id.* at reg. 17(2).

が与えられる⁵⁴。支援給付額を査定する当該期間では、就業する能力および就業に関連した行為をなす能力が制限されているか否かが判定される。両判定基準が満たされると支援を受けるグループに分類されるが、満たされない場合には雇用年金局（Department for Work and Pensions）のアドバイザーと連携して就業の再開を図らねばならない⁵⁵。就業能力の制限については身体能力と精神的能力の有無が、そして就業に関連した行為をなす能力の制限については身体的に就業場所に移動できるかが問われる⁵⁶。

第4の年金は保証年金クレジット（guarantee credit）である⁵⁷。実収入と申請者が必要とする金額とを比較し、実収入の方が低い場合に年金から不足分が支払われる。保証年金クレジットは、年金受給年齢に達した者に対する所得補助を代替する機能をもち、年金受給年齢に達することのみが給付条件となる。夫婦の場合には、いずれかが年金受給年齢に達していれば標準保証額が給付される⁵⁸。

最後の第5の住宅手当は、賃貸住宅の家賃を補填する目的をもち、住宅の賃料を含め住居にかかる様々な支出に応じてその額が決定される⁵⁹。所得補助金、求職者手当、就業支援給付、または保証年金クレジットの受給者は未受給者と比べて手当が高額化するが、実際には適切な手当相当額として賃貸住宅家賃の実支払い額よりも低い額が支払われ、調整されている

54 2020年から2021年までは、25歳以上の者は1週当たり74.35ポンドの支給を受ける。See, Robinson, *supra* note 6, at 17.

55 支援を受けるグループに入ると1週当たり39.2ポンドが給付され、それにもれた場合には就業するまで1週当たり29.55ポンドが給付される。Id.

56 身体能力上の就業能力の制限については、車椅子生活、立ち上がるおよび座る能力などが程度を分類しながら判定される。また精神的能力は学習能力や日常的な危険認識能力などが調査されることになる。これら、就業能力と就業に関連した行為をなす能力の制限を判定する詳細な分類は、就業支援規則に定めがある。See, Employment and Support Allowance Regulations 2013 Sch. 2.

57 2016年4月からユニバーサル・クレジットの年金の分類から、従前に存在した貯蓄年金クレジット（savings credit）が除外された。これは貯蓄または上乘せ年金の資格者が保証年金クレジット加算した額が受け取れる制度であった。See, Robinson, *supra* note 6, at 19.

58 State Pension Credit Regulations 2002 reg. 6.

59 Housing Benefit Regulations 2006 reg. 12.

る⁶⁰。

以上5点の調査に基づく給付金は、資産ルールにより申請者の資産が16,000ポンドを超える場合には受給資格が与えられない。一方で、人身損害賠償信託から実際に得た収益は資産ルールの対象から除外される。

障害により生活を維持する上での付帯費用が必要とされる場合には、非拠出制の高度障害給付金（non-contributory disability benefits）が対応し、給付金は調査に基づいて決定される。2012年の福祉改革法（The Welfare Reform Act 2012）は、ユニバーサル・クレジット制度の下で個人の自立のための給付（personal independence payment）を目的とする障害生活手当を定めた。これは16歳から64歳までの年金受給年齢に達していない障害者を対象にしている⁶¹。標準的な日常生活を遂行するために必要な支出を補填するための手当である⁶²。日常生活を遂行することとは、具体的には食事の準備や掃除などであり、個々の障害によって総合的に勘案し、給付が決定されるのである⁶³。

四 未成年者と人身損害賠償信託

イギリスの社会保障制度では18歳未満を未成年者としている⁶⁴。人身損害の被害者が未成年であり、また人身損害が重大であれば、長期間にわたり金銭的補助が必要となる。とりわけ未成年者が認識能力をもつ場合には、受動信託が適切な選択となる。18歳に達するまで信託財産の篡奪を防ぐとともに、18歳に達して成年になれば信託の終了を選択できるからである。また、未成年者のために設定された信託は、未成年期間での財産管理が目

60 *Id.* at reg. 71.

61 Welfare Reform Act 2012 s. 83.

62 *Id.* at s. 77. 日常生活の構成要素、移動にかかる構成要素、そしてそれらの両者について個別に検討される。

63 *Id.* at ss. 78, 79.

64 *See, e.g.*, National Health Service Commissioning Board and Clinical Commissioning Groups (Responsibilities and Standing Rules) Regulations 2012 Sch. 4 para. 1(c).

的だからである。

人身損害の被害者になった未成年者のために、保護法廷は裁判の友 (litigation friend)⁶⁵を指名する。裁判の友は、保護法廷での手続進行について依存できる者のいない (non-subject) 未成年者を助力するために用いられる制度である⁶⁶。民事訴訟規則21.2条2項⁶⁷は、未成年者または保護を受けるべき者に家族など適切に助力する者がいない場合には、裁判所の許可を得ることなく未成年者本人や保護を受けるべき成年者本人、もしくは国が指名できると定めている。また21.4条3項は、裁判の友として妥当となる者についての要件を定めている。①公平かつ十分な能力をもって事件を処理でき、②未成年者または保護を受けるべき者と利益相反がなく、③未成年者または保護を受けるべき者が裁判の友への経費負担を引き受けていることを必要としているのである⁶⁸。

未成年者が成年に達するまでに死亡した場合には、受託者は信託財産の資産または収益を分配する権限をもつ⁶⁹。また、一方の保護者が死亡または両親が裁判所の監督下にある場合には、未成年者の人身損害賠償は、信託資産および収益とも社会保障給付のための調査対象にはならない。これは、ユニバーサル・クレジット対象の給付⁷⁰、それ以外の所得補助金⁷¹、

65 事件について裁判所に情報または意見を提出する第三者である法廷助言者、または裁判所の友 (amicus curiae) とは異なる制度である。裁判の友は、裁判につき利害関係のある個人や機関が裁判所の許可を得る、またはその要請によって助言を記載した文書を提出または口頭で意見を述べる。イギリスでの裁判の友は保護法廷事案やその他家事事案で用いられる制度であり、未成年者または精神障害者の裁判にかかる代理人ではなく助言者としての役割をもつ。申請または裁判所の指名により任命される。See, e.g., *Barker v. Constance Ltd.*, [2019] EWHC 1401.

66 Family Procedure (Adoption) Rules 2005 Rule 50 (1).

67 Civil Procedure Rules 1997 reg. 21.2 (2).

68 *Id.* at reg. 21.4 (3).

69 Trustee Act 1925 s. 31.

70 Universal Credit Regulations 2013 reg. 75 (5).

71 Income Support (General) Regulations 1987 Sch. 10.

求職者手当⁷²、就業支援給付⁷³、住宅手当⁷⁴について適用される。なお、年金が除外されているのは、未成年者は当然ながら年金受給年齢に達していないからである。

五 障害者と人身損害賠償信託

それでは障害者のための人身損害賠償信託は、いかなるものが考えられるのか。1984年の相続税法 (Inheritance Tax Act 1984) 89条は、障害者の生活維持を目的とする信託を定めた⁷⁵。そこで障害者を2005年の財政法 (Finance Act 2005)⁷⁶では財産管理と私事の処理能力が制限されている者、また2010年の平等法 (Equality Act 2010)⁷⁷では、実質的かつ長期の生活困難を発生させる身体または精神的障害をもつ者と定めた。

2013年の相続税法の改正を受けて、旧法と同様に障害者の生涯にわたる信託を設定することを目的として、89条の信託は89A条と89B条に分割された。89A条の信託では、障害者であるとされる者のための裁量信託を自己設定つまり自益信託として設定でき⁷⁸、また障害者個人のみならず障害者グループのために設定できる旨を定めた⁷⁹。89B条では、2006年3月21日以降に設定される信託が障害者のための利益を目的としている旨を明記するとともに⁸⁰、第三者または実際に障害者である者による自益つまり自己設定信託⁸¹、および将来に障害を被ると予想される者のための生涯権信

72 The Jobseeker's Allowance Regulations 1996 Sch. 8 para. 42, 43.

73 The Employment and Support Allowance Regulation 2008 Sch. 9 para. 43, 44.

74 Housing Benefit Regulations 2006 Sch. 6 para 45, 46.

75 Inheritance Tax Act 1984 s. 89.

76 Finance Act 2005 Sch. 1A. Para. 1.

77 Equality Act 2010 s. 6 & Sch. 1.

78 Inheritance Tax Act 1984 s. 89A (1)(b).

79 *Id.* at 89A (7).

80 89B では、障害者が受益者として受けることの利益が障害者の信託上の利益であると定義している。*Id.* at 89B (1).

81 *Id.* at 89B (1)(c).

託⁸²を各々規定している。

一般的に未成年者を含む健常者の場合には、受動信託が最も簡易かつ妥当な信託といえる。しかし障害者の場合には、保護法廷が当該障害者の最善の利益に適用信託を決定することになる⁸³。ただし、この場合でも受動信託の選択が最も多いようである⁸⁴。これを踏まえると、受動信託が人身損害賠償信託として適切なものと一般的に認識されていることになる。受益者が健常者であっても、浪費または搾取に遭遇し易い状況であり、この回避が主たる目的であれば裁量信託も選択肢として考慮される。信託のみが社会保障給付金以外の金銭の入手手段である相続人を保護するためにも、裁量信託が適切と考えられる。確かに、委託者の生存中は受動信託が適切であろうが、相続人の保護を優先的に考慮し信託財産の枯渇を防ぐのであれば裁量信託が最も適切となり得るのである。

ところで、税制面を考慮すると、相続税の非課税上限の相続財産額は325,000ポンドである⁸⁵。生涯権信託または裁量信託の場合には、非課税額を超過すると相続財産価額の20%が相続課税されることになる⁸⁶。一方で、障害者が設定する信託つまり相続税法89A条および89B条の下で障害者のための信託を設定すれば、相続税の非課税対象になる。

信託財産が相続税の非課税対象となるには、相続税法89A条と89B条の信託を必ず設定する必要がある。従前では当該信託ではなく受動信託や裁量信託など他の信託を設定したとしても、その後の相続税が課される際に税制面を考慮せず信託を設定した旨を受託者が証明できれば、相続税の課税を免れることができた。1975年のRe Hastings-Bass⁸⁷で示されたこのルールは、非課税を認める傾向にある非常に緩いものであるため、予期せぬ相

82 *Id.* at 89B(1)(d).

83 Mental Capacity Act 2005 s.4.

84 Robinson, *supra* note 6, at 105.

85 Inheritance Tax Act 1984 Sch. 1 para. 1.

86 Finance Act 2012 Sch. 4 para. 40.

87 [1975] Ch. 25.

続税課税を容易に回避できる効果をもつととらえられていた⁸⁸。

そこで、2013年のイギリス最高裁判所判決のPitt v. Holt⁸⁹ではこのルールを厳格化した。本件は交通事故に遭遇して大ケガを負うとともに精神障害も被ったDerek Pittのために設定した信託について、相続税課税の是非が争われた事案であった。相続税法89条の信託を設定すると相続税が非課税となり、89条所定の障害者であれば当該信託の設定が可能であったにもかかわらず、彼の妻は損害賠償を原資として120万ポンドの相続税法89A条に拠らない裁量信託を設定した。そして保護法廷は当該裁量信託の設定を妥当として認めたのであった。これにより、Pittが死亡した際に相続税が課税されることになったが、信託設定の際に相続税対策について考慮しておらず、また保護法廷もこれを失念していた。そこで、本件信託設定が錯誤を原因として無効になるかが争われたのであった。

イギリス最高裁判所はRe Hastings-Bass 判決のルールを否定した。受託者が予見不可能な結果を招く信託設定を行なったとしても、影響を受ける当事者は自動的にそれを無効にすることはできないと判断したのである。受託者が課税の有無を認識していれば、異なる結果がもたらされたからである。本判決でウォーカー裁判官 (Lord Walker) は、まずこのような訴えを提起することが不適切であると述べている⁹⁰。そして、受託者が専門家の助言を誠実かつ適正なものにとらえて分別をわきまえて守らなければならないと述べたのである⁹¹。

受託者の義務違反は、専門家の助言を怠り遵守しない場合に発生する⁹²。しかし、受託者が専門家による誤った助言に合理的に依存した場合には、受託者の義務違反とはならないはずである。この点から本判決は、

88 Paul S. Davies and Simon Douglas, *Tax mistakes post-Pitt v. Holt*, TRU. L.I. 2018, 32 (1), 3 (2018).

89 [2013] 2 A.C. 108.

90 *Id.* at 138.

91 *Id.* at 140.

92 Trustee Act 2000, s. 5.

虚偽の如何を問わず専門家の助言にしたがうことこそが受託者の義務となり、受益者への利益は考慮されないことになる。これが果たして妥当かについては疑問が残るのである。

それでは、エクイティ上の錯誤による撤回 (Rescission for equitable mistake) により、虚偽の助言による信託設定を撤回することが可能であろうか。当該法理は、受託者のみならず委託者の信託設定にかかる判断に適用される⁹³。1897年に貴族院は、錯誤は撤回しないことが不当となる程度の重大なものであることが必要であると判示していた⁹⁴。また1990年には *Gibbon v. Mitchell* で、単なる結果ではなく取引そのものの効果に関係することが重大なものと解されていた⁹⁵。したがって、社会保障給付と密接な関係で人身損害賠償信託が存在するのであれば、これらの先例を踏まえて、エクイティ上の錯誤による撤回の適用可能性を検討すべきであったのである。

おわりに

イギリスにおいては、人身損害賠償信託の目的は主として損害賠償の枯渇を防ぎ、損害被害者への救済を終身で担保することであった。そこで、社会保障制度と密接な関係の中で展開してきた。人身損害の被害者は当該損害により身体的および精神的障害を負うことになり、とりわけ未成年者は逸失利益が多大なものになる。人身損害賠償信託は損害賠償を原資として設定される。損害賠償額により原資の多寡が決定されるため、信託からの収益はこれに連動する。そのため、人身損害賠償信託と社会保障制度との間の相互依存関係が必然的に存在しなければならないのである。

イギリスでは人身損害賠償信託と社会保障制度の連動により、人身損害

93 Davies and Douglas, *supra* note 88, at 4.

94 *Ogilvie v. Littleboy*, (1897) 13 TLR 399.

95 [1990] 1 WLR 1304, 1309.

被害者を救済する方向性が示されている。人身損害賠償信託の資産額および収益額がユニバーサル・クレジットやその他の社会保障給付を否定する資産ルールの要件となっていないこと、そしてそれらが非課税所得とされていることからこの方向性が明らかである。さらに、未成年と精神障害者に対しては、保護法廷が審理にあたるだけでなく、裁判の友により適切な審理を担保する法制度が設計されている。

人身損害賠償を目的とする信託は、特定の信託に限定されない。受動信託や裁量信託など信託の目的に沿った複数の選択肢が存在するのである。ただし、人身損害賠償信託は社会保障給付と税制面で複雑に関連するため、信託は慎重に設定する必要がある。つまり、弁護士などの専門家が過誤の助言を防止する方策を検討するべきである。信託運用上では受託者の義務に焦点が当てられるが、実際には専門家の助言が信託設定の前提となり、その結果受益者の利益を左右することになるからである。そこで、今後は人身損害賠償信託に関する専門家の過誤に対していかなる対応をすべきかについて検討が必要となる。

〈2020年度科学研究費基盤研究（C）「実体法を手段とした私人による法実現の比較法的研究－証券関係法と信託法を素材に－」課題番号[18K01342]による研究〉

（本学法学部教授）